

いじめ防止基本方針

長浜市立びわ北小学校

いじめ防止基本方針

長浜市立びわ北小学校

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ①いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

【「いじめ」とは】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

【いじめ防止対策委員会】

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、児童会担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

- ①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。

〈開催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめ防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育てることができるように努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許さないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ②道徳教育、命を大切に作る運動、豊かな人間関係づくり実践プログラム、人権週間の取組、いじめゼロ宣言等を計画的に指導します。
- ③びわ北小ボランティアを活用し、児童の自発的な活動を支援します。
- ④過度の競争意識、勝利至上主義は、体罰に繋がったり、児童のストレスの蓄積を招いたりするとともに、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識させます。
- ⑤学校全体で暴力や暴言を排除します。
- ⑥いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行います。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

①いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けます。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

- 1) 児童対象いじめアンケート調査…学期2回
- 2) 保護者対象いじめアンケート調査…学期1回
- 3) 教育相談を通じた担任による児童からの聞き取り調査…学期に1回

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示すこと。

- 1) スクールカウンセラーの活用
- 2) いじめ相談窓口の設置

③いじめの早期発見

- 1) 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- 2) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

④いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ①教頭、養護教諭、教務主任、特別支援教育コーディネーター
電話 72-2036

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

- ②長浜市教育委員会教育指導課
電話 65-8605

(3) いじめの相談や通報の指導

- ③いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」について説明します。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・日記等から気になる言葉を
- ・児童や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・校内の先生等からの情報提供

最初に認知した教員等

学級担任

生徒指導

校長
教頭

2. 対応チームの編成 = 【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、児童会担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等事案に応じて編成します。

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の処理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

① いじめ被害者への対応

※心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の見方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。

- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記ノートや面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感がもてるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

②いじめ加害者への指導・対応〈複数教員での対応・記録の保存〉

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていきます。

◎出席停止制度の児童・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図ります。

③観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(3) 関係機関との連携

①警察への通報など関係機関との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企画した場合等
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
→重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態対応フロー図

学校設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

※学校設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐよりも、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえば調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告

※いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

<別表> びわ北小学校いじめ対策年間指導計画

□学校としての取り組み ○児童、保護者、地域を対象とした取り組み

	年 間 計 画	留 意 事 項
4月	<input type="checkbox"/> 学年間の情報交換と個別の指導記録(学級経営案)の引き継ぎ 「学級担任間」 <input type="checkbox"/> いじめ対策に関わる共通理解(確認・周知)と「いじめ防止対策委員会」の編成 「職員会議」 *「びわ北小いじめ防止基本方針」の確認 ○いじめ防止に対する教師の決意表明 「学級・始業式」等 ○児童の人間関係づくり・学級のルールづくり ○学級行動宣言の決定→集会での発表 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 「保護者会」	<ul style="list-style-type: none"> ・記録を教職員間で確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組む姿勢を示す。 ・「自分の学年(学級)」への思いを持たせ、学級の仲間を大切にする思いを持たせる。
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○「子どもを語る会」の実施と情報交 ○「児童アンケート」による学級生活状況調査の実施と分析 ○児童会行事「たてわりなかよし集会」を通した人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係に変化が表れやすいこの時期に、思いを訴える機会を確保し、対策点検に生かす ・アンケートの集計はその日の内に終え、事実確認や当該児童の指導等は速やかに行う。
6月	○児童会行事「たてわり遊び」を通した人間関係づくり ○「音読発表会」を通した人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童主体の活動を保障し、活動の意欲を高め、自覚を促す支援を心がける。
7月	○児童会行事「たてわり遊び」を通した人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が積極的に研究と修養に努め、今後の指導に生かしていく。
8月	□外部研修講座等への参加	
9月	○学校行事「運動会」	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会という大イベントを通し、学級や他学年とのつながりを強めていく。
10月	○「音読発表会」を通した人間関係づくり	
11月	○「児童アンケート」の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施 ○伝統文化学習「富田人形」を通した人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・この時期も人間関係に変化が表れやすいと捉え、実施する。 ・結果については一回目の結果と比較しながら分析し、全職員が「子どもを語る会」を通じて共有し、指導に活かす
12月	□○「学校評価」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者の意見を聞く。
1月	○「学校評価」の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者の評価結果から、改善策を検討し、課題を克服するための実践をする。
2月	○「子どもを語る会」の実施 ○「びわ北小を語る会」の実施と情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会との連携を図る。
3月	<input type="checkbox"/> 「個別の指導記録」の整理、引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・記録を教職員間で確実に引き継ぐ。